



平成25年10月1日(火)

国土交通省およびRe-Seed機構とのパートナー協定締結について ～老朽・低未利用不動産再生促進に向けた協力関係の構築～

- 国土交通省および一般社団法人環境不動産普及促進機構との間で、老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しました。
- 当社内に相談窓口を設置し、改正不動産特定共同事業法を活用した耐震・環境不動産形成促進事業の推進を図ります。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)は、平成25年10月1日に国土交通省および一般社団法人環境不動産普及促進機構(以下「Re-Seed機構」(注1))との間で、老朽・低未利用不動産の再生促進を目的とした下記のパートナー協定を締結いたしましたので、お知らせいたします。

改正不動産特定共同事業法を活用した耐震・環境不動産形成促進事業に関する相談窓口を当社地域成長戦略応援部に設置し、本事業の推進を図ります。

(注1)Re-Seedとは、Real Estate Sustainability & Energy-Efficiency Diffusion の頭文字で、「持続可能で省エネルギーな不動産の普及」を意味します。同機構は、耐震・環境性能を有する良質な不動産(環境不動産)の普及啓発、調査研究および情報提供、環境不動産の開発や環境不動産への改修等についての支援等を行うことにより、環境不動産の供給を促進し、我が国の不動産の資産価値の向上および不動産投資市場の活性化を図るとともに、地球温暖化防止および持続可能な社会の実現に資するために平成25年4月に設立されました。

記

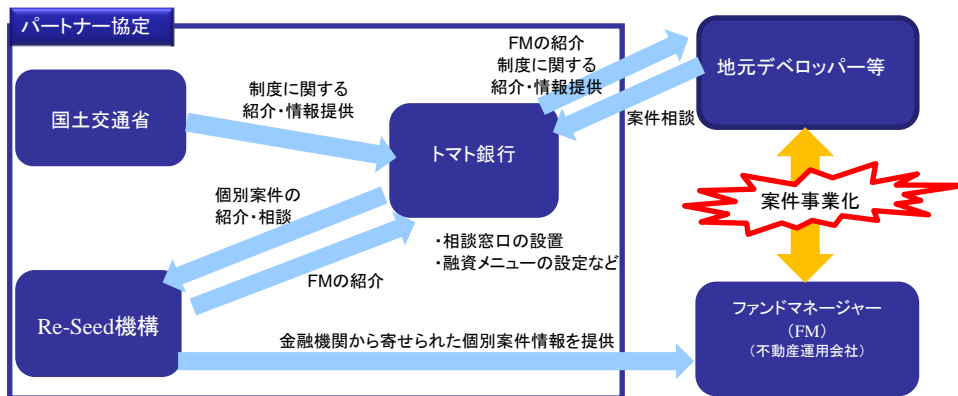
パートナー協定の主な内容

- 1 耐震・環境不動産形成促進事業(注2)および改正不動産特定共同事業法(注3)の活用促進
- 2 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」など

(注2)耐震・環境不動産形成促進事業とは、老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進し、地域の再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する事業です。

(注3)不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業です。

以上



本件に関するお問い合わせ先 地域成長戦略応援部 野瀬 TEL 086-800-1820
 報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 藤岡・岸本 TEL 086-221-1057

トマト銀行 25 年。